

訪問販売によるトラブル

NO.159

消費生活センターより

・住宅の修理をする場合、複数の業者から見積もりをとって、内容をよく検討して納得のいく業者をお願いしましょう。

支払う」となっていた。

〈事例2〉

◆壁のリフォーム

消費生活センターに寄せられた相談事例から訪問販売によるトラブル、特に住宅修理や住宅リフォームのトラブルに巻き込まれたケースを紹介いたします。

◆事例1〉

◆壁のリフォーム
自宅が築10年を過ぎたので、壁の塗り替えを検討していたところ、たまたま外壁業者の訪問を受けたので見積もりを依頼した。

業者が突然自宅に来て、「先日の強風で屋根の瓦がズレているようですが、火災保険を使って全額保険で直せますよ」といって、60万円の見積りをもらい、「保険会社への申請も無料です」と言うのでお願いをした。しかし、保険が下りたのは30万円であった。保険金で修理が出来ると思ったのに、30万円の持ち出しになるので解約を申し出ると、「念書」を見せられ、「保険金を下りたら工事の発注をする。都合で取りやめた場合保険金の30%の違約金を

業者が建坪等を測って、もらった見積書の項目には、壁面塗装工事一式150万円。契約書には、内金70万円と書いてあるが、「今契約すると抗菌で洗浄するサービスを行っていただきます」と言われ、塗装工事の契約をした。しかし、冷静に考えると見積書には、どのような材料を使用するのか、壁の塗り替えは何回するのか等が書かれておらず、また、工事も始まっていないのに内金70万円という契約にも疑問が生じたのでいったん解約をしたい。

お問い合わせは、
市消費生活センター（2階）
☎(20)1101、FAX(20)1600へ。

・少額の工事でも契約書は必ず交わしましょう。契約書を交わさず口約束で工事を進めると、予定した材料と違うものが使用されたり、追加費用を請求されたりと不要なトラブルの原因にもなります。

・訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフにより無条件に契約の解除ができます。クーリング・オフは書面で通知し、特定記録郵便等の証拠が残る方法で出しましょう。

・保険で修理をする場合も、まずは自分で保険会社に連絡をし、保険金支払いの対象になるか、申請はどのようにするのか確認しましょう。

文芸コーナー

俳句

落葉たく匂い懐かし童うた

金網 あき子

短歌

春を待つうぐいすのようこの私

梅や桜が心に咲いて

時女 礼子

秋深く水面を走る幾重にも

風の足跡しばし眺むる

武居 敬子

川柳

予報士も顔負け母の偏頭痛

千葉 加津子

晚酌は私一人の四分休符

風間 敬造

流行へ若さはじけた時もある

小林 吉太郎

丸餅は故郷の味母想う

石川 青子

アナゴには有ってウナギに無い戸籍

福田 研治

母と娘の四季が微笑む台所

藤橋 由裕

来るたびに見上げる孫へ夢が増し

道譯 賢一



●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。

●投稿は楷書でお願いします。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先

〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。